

(宛て先) 階上町長

住民票の写し・戸籍・印鑑登録証明書 交付請求(申請)書

令和 年 月 日

①窓口に来られた方について記入してください。

※偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

フリガナ	生 年 月 日	住 所	電話 番 号
氏 名	大 昭 平 令		
	年 月 日生		

②どなたの証明が必要ですか。

住民票に関する証明書			
住所	□①と同じ 階上町		
氏名	□①と同じ	世帯主	□①と同じ □左に同じ
生年月日	□①と同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生	使い みち	※委任状添付、または住民票コード・個人 番号(マイナンバー)が必要な場合に記入 してください
①との関係は? □本人・同一世帯員 □その他(委任状必要)			
★住民票の写し 300円			
世帯全員 通	世帯一部 通	本 籍 (のせる・のせない)	続 柄 (のせる・のせない)
除票・改製原 通		住民票コード (のせる・のせない)	個人番号 (マイナンバー) (のせる・のせない)
★記載事項証明 通		★その他	
こちらの欄は金融機関等、第三者からの請求の時に使用 請求者の住所氏名(会社名)		＜添付書類＞ □委任状 □社員証 □契約書写し □	
請求理由		印	
手 数 料		円	

戸籍に関する証明書			
本 籍	□①と同じ 階上町		
筆頭者 氏 名	□①と同じ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生	必要 な 人 の 氏 名	□①と同じ □左に同じ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生
①との関係は? □本人 □配偶者 □父母または祖父母 □子または孫 □その他(裏面の1に請求理由を記入してください)			
〔相続〕	被相続人	出生から 婚姻・死亡まで 婚姻から 死亡 まで の 死亡記載のあるもの	を 各 通
戸 籍	謄 本 450円	通	戸籍の 附 票 (裏面8へ) 謄 本 300円 通 抄 本 300円 通
	抄 本 450円	通	
除 籍	謄 本 750円	通	届書記載事項証明 () 350円 通
	抄 本 750円	通	受理証明 () 普 350円 上1,400円 通
改製原 戸 籍	謄 本 750円	通	身分証明書※ 300円 通
	抄 本 750円	通	その他 () 通
権限確認 書 類		□委任状 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □資格証明書 □社員証 □その他()	
手 数 料		円	

印鑑登録証明書		
住所	□①と同じ 階上町	
氏 名	□①と同じ	
登録番号		
登 録 400円 件		
再 交 付 400円 件		
証 明 書 300円 通		
課長(GL)	受 付	手 数 料 円
☆印鑑登録証を必ず添えて申請してください。 ☆登録してある印鑑(実印)は必要ありません。 ☆代理人の場合でも委任の旨を証する書面は 必要ありません。		
No.		
◆町使用欄		
手数料合計	領収日付印	課長(GL)
円		受 付

◆町使用欄

1 点	免 バ 個力 在力 身障 愛護 船員 その他 ()	2 点	資格確認書等(社・国・共・後) 年手 年証 介保 その他 () ◎ 診 通 力 学	聴 聞	・氏名 ・生年月日 ・世帯構成
-----	-------------------------------	-----	---	-----	-----------------------

☆住民票は本人または同一世帯員以外の方は委任状が必要です。☆戸籍は本人、配偶者、直系血族以外の方は委任状が必要です。
※身分証明書は本人以外の方は委任状が必要です。未成年者は親権者も請求できます。 その他の注意事項については裏面に記載されています。

戸籍に関する証明書請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記入について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記入してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記入してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記入してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記入してください。

☐ 権利行使又は義務履行のため

☐ 国又は地方公共団体の機関に提出

☐ その他

2. 資料の提供について

請求書に記入された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)について

戸籍に記載されている全員の証明が必要な場合には、戸籍謄本（全部事項証明）をご利用ください。

4. 戸籍抄本(戸籍個人事項証明)について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、戸籍抄本（個人事項証明）をご利用ください。

5. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

6. 本人確認資料について

窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

7. 権限確認書類について

窓口に来られた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

8. 附票に本籍・筆頭者の表示が

☐ 必要

☐ 不要

附票に在外選挙人登録地の記載が

☐ 必要

☐ 不要